

議事日程(第4号)

令和6年3月19日 午前10時00分開会

- 日程第 1 議案第11号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 議案第12号 須恵町上水道給水条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第13号 須恵町上水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第14号 須恵町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第15号 須恵町国民健康保険高額療養資金貸付基金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 6 議案第16号 令和6年度須恵町一般会計予算の提出について
- 日程第 7 議案第17号 令和6年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について
- 日程第 8 議案第18号 令和6年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について
- 日程第 9 議案第19号 令和6年度須恵町水道事業会計予算の提出について
- 日程第10 議案第20号 令和6年度須恵町下水道事業会計予算の提出について
- 日程第11 発議第 1号 須恵町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第12 請願(発議第2号) 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める請願書
- 日程第13 委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第11号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 議案第12号 須恵町上水道給水条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第13号 須恵町上水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第14号 須恵町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第15号 須恵町国民健康保険高額療養資金貸付基金条例を廃止する条例の制定について

- 日程第 6 議案第 16 号 令和 6 年度須恵町一般会計予算の提出について
 日程第 7 議案第 17 号 令和 6 年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について
 日程第 8 議案第 18 号 令和 6 年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について
 日程第 9 議案第 19 号 令和 6 年度須恵町水道事業会計予算の提出について
 日程第 10 議案第 20 号 令和 6 年度須恵町下水道事業会計予算の提出について
 日程第 11 発議第 1 号 須恵町議会委員会条例の一部を改正する条例
 日程第 12 請願（発議第 2 号）最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める請願書
 日程第 13 委員会の閉会中の継続調査について

出席議員（13名）

1 番	平 山 諭	2 番	川 原 幸 治
3 番	白 水 春 夫	5 番	男 澤 一 夫
6 番	稲 永 辰 己	7 番	川 口 満 浩
8 番	百 田 輝 子	9 番	三 角 栄 重
10 番	猪 谷 繁 幸	11 番	今 村 桂 子
12 番	三 上 政 義	13 番	田 ノ 上 真
14 番	松 山 力 弥		

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局 長	梅 野 猛	主任主事	吉 開 英
-----	-------	------	-------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	平 松 秀 一	副 町 長	稲 永 修 司
教 育 長	猪 股 清 貴	税 務 課 理 事	合 屋 真 由 美
総 務 課 長	諸 石 豊	都 市 整 備 課 長	世 利 昌 信

まちづくり課長	吉川聡士	地域振興課長	平山幸治
税務課長	中牟田健	福祉課長	安河内ひとみ
住民課長	百田敦	会計管理者	横山剛
健康増進課長	舩本直明	学校教育課長	吉本孝治
ふるさと応援課長	船井弘喜	子育て支援課長	稲岡慎太郎
社会教育課長	伊藤泰彦	上下水道課事業課長	岩崎勝
上下水道課管理課長	権藤武範	総務課参事	黒川忠敬
総務課課長補佐	石津伸篤	監査委員	吉松辰美

午前10時00分開議

○議長（松山 力弥） おはようございます。

18日間の委員会の審議を終え、令和5年度最後の本会議となりました。慎重審議よろしくお願いたします。

これから、本日の会議を開きます。

ここで、一括議題についてお諮りします。議案第12号及び議案第13号の2議案、議案第16号から議案第20号までの5議案は、それぞれ関連議案でありますので、一括議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決定しました。

日程第1. 議案第11号

○議長（松山 力弥） 日程第1、議案第11号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。11番、今村桂子君。

○文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第11号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

提案理由です。

国民健康保険事業の適正かつ安定的な運営を確保することに伴い、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を改定し、国民健康保険特別会計の財源不足を補うため、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

3ページ、新旧対照表です。

今回の改正は、後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額と世帯平等割の改定です。

第8条で、被保険者均等割額を7,000円から8,000円に改定。

第8条の2項で、世帯別平等割額を、1号、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯を8,000円から9,000円に、2号、特定世帯を4,000円から4,500円に、3号、特定継続世帯を6,000円から6,750円に改定します。

第25条は、所得によって第8条及び第8条の2項の保険税額から減額する規定です。第1号、ウ及びエで7割軽減世帯についての減額規定の改定を、第2号、ウ及びエで5割軽減世帯についての減額規定の改正を、第3号、ウ及びエで2割軽減世帯についての減額規定の改正を行ってまいります。

6ページ、第2項第2号で、未就学児に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額

(税額の2分の1)の減額を改定しています。

3ページ、附則です。

施行期日。第1項、この条例は令和6年4月1日から施行する。

適用区分。第2項、この条例の規定は令和6年度以降の国民健康保険税に適用し、令和5年度分までは従前の例によるとしています。

質疑として、今後も国保税の値上げが続いていくのかとの質疑に、後期高齢者への移行により被保険者が減少し、税収が減っている。税率改定が必要になるかは、歳出の納付金の県の提示により、1人当たりの納付金が増えると、見合う税率で上げていかないといけなくなる。納付金の状況を見ながら今後は提案していくことになるとの答弁でした。

以上、文教厚生委員会、全員賛成で可決としております。

○議長(松山 力弥) 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。よって、議案第11号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第11号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(松山 力弥) 起立全員であります。よって、議案第11号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2. 議案第12号

日程第3. 議案第13号

○議長(松山 力弥) 日程第2、議案第12号須恵町上水道給水条例の一部を改正する条例、日程第3、議案第13号須恵町上水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例、以上2議案を一括議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。10番、猪谷繁幸君。

○総務建設産業委員長(猪谷 繁幸) 議案第12号須恵町上水道給水条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書の1ページをお願いいたします。

提案理由は、水道法の一部改正が令和6年4月1日から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものです。

改正内容は、水道整備・管理行政の機能強化を目的に、水道法による権限が「厚生労働大臣」から「国土交通大臣及び環境大臣」に移管されるため、所要の改正を行うものです。水道整備・

管理行政のうち、水質または衛生に関する事務については環境省に、それ以外の事務を国土交通省に移管するものです。

3 ページをお願いいたします。新旧対照表です。

本条文は、給水装置に関する内容で、所管事務は国土交通省となり、第41条第2項中の改正前「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改正するものです。

2 ページに戻っていただきまして、附則で、この条例は令和6年4月1日から施行するとなっております。

以上、総務建設産業委員会、全員賛成で可決しております。

続きまして、議案第13号須恵町上水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書の1 ページをお願いいたします。

提案理由は、水道法の一部改正が令和6年4月1日から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものです。

改正内容は、先ほどの議案第12号と同様の改正内容です。

3 ページ、新旧対照表をお願いいたします。

本条文は、水道技術管理者の資格に関する内容で、所管事務は国土交通省及び環境省になり、このため、第4条第6号中、改正前の「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改正するものです。

2 ページに戻っていただきまして、附則で、この条例は令和6年4月1日から施行するとしております。

以上、総務建設産業委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長、そのままです。

12号は、「国土交通大臣」のみじゃないですか。「及び環境大臣」は13号じゃないですか。

○総務建設産業委員長（猪谷 繁幸） ああ、すみません。

○議長（松山 力弥） その訂正をお願いします。（「はい」の声あり）

委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより、議案第12号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第12号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第12号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第12号須恵町上水道給水条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第13号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第13号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第13号須恵町上水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4. 議案第14号

○議長（松山 力弥） 日程第4、議案第14号須恵町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。10番、猪谷繁幸君。

○総務建設産業委員長（猪谷 繁幸） 議案第14号須恵町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書の1ページをお願いいたします。

提案理由は、地方自治法の一部を改正する法律が令和5年5月8日に公布され、令和6年4月1日等から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものです。

今回の改正は、会計年度任用職員の勤勉手当の支給に関する規定を追加するものです。

3ページ、新旧対照表をお願いいたします。

第9条第1号及び第2号は、会計年度任用職員に支給する給与についての規定をしております。条文中の「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、第1号についてはフルタイム会計年度任用職員に、第2号についてはパートタイム会計年度任用職員についてそれぞれ勤勉手当を支給するように改正するものです。

2ページにお戻りいただきまして、附則で、この条例は令和6年4月1日から施行するとしております。

以上、総務建設産業委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第14号について採決に入ります。本案に対する委

員長の報告は可決です。よって、議案第14号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第14号須恵町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5. 議案第15号

○議長（松山 力弥） 日程第5、議案第15号須恵町国民健康保険高額療養資金貸付基金条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。11番、今村桂子君。

○文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第15号須恵町国民健康保険高額療養資金貸付基金条例を廃止する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

提案理由です。

限度額認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証等の普及により、診察費用に係る被保険者負担が軽減されたことに伴い、須恵町国民健康保険高額療養資金貸付基金を廃止するため、当該条例を廃止する必要性が生じたので提案するものです。

高額療養費の支給を受けるまでの支払いが困難な方に、医療機関に医療費を支払う資金を貸し付ける制度について、平成19年から、限度額適用認定書の提示により自己負担限度額を超える窓口負担がなくなっていました。資金、貸付資金について、予算化も申請もないまま十数年経過しており、条例だけが残っている状況でしたので、今回廃止するものです。

2ページ、附則です。この条例は令和6年4月1日から施行するとしています。

質疑として、台帳の中に基金が存在していないことに最近気づいたのかとの質疑に、気づいてはいたが、基金がない状況でも、予算化することで貸付けの申請には対応できるとの過去の経緯があった。糟屋地区の動向を見ていたが、昨今の状況から、今回、廃止の提案になったとの答弁がありました。

以上、文教厚生委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。――討論なしと認めます。よって、議案第15号について採決に入ります。本案に対する委員長報告は可決です。よって、議案第15号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第15号須恵町国民健康保険高額療養資金貸付基金条例を廃止する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6. 議案第16号

日程第7. 議案第17号

日程第8. 議案第18号

日程第9. 議案第19号

日程第10. 議案第20号

○議長（松山 力弥） 日程第6、議案第16号令和6年度須恵町一般会計予算の提出について、日程第7、議案第17号令和6年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について、日程第8、議案第18号令和6年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について、日程第9、議案第19号令和6年度須恵町水道事業会計予算の提出について、日程第10、議案第20号令和6年度須恵町下水道事業会計予算の提出について、以上5議案を一括議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。13番、田ノ上真君。

○予算審査特別委員長（田ノ上 真） おはようございます。

それでは、議長を除く議員全員による予算審査特別委員会に付託を受けておりました、議案第16号令和6年度須恵町一般会計予算の提出についてから、議案第20号令和6年度須恵町下水道事業会計予算の提出についてまでの5議案について、審査の経過と結果を報告いたします。

審査は、3月12日、13日、14日、15日の計4日間で行いました。

それでは、各議案別に報告をいたします。

まず、議案第16号令和6年度須恵町一般会計予算の提出について。

予算書5ページです。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ129億円と定める。第2項、予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

地方債、第2条、地方債は第2表地方債による。

債務負担行為、第3条、債務負担行為は第3表債務負担行為による。

一時借入金、第4条、一時借入金の借入れの最高額は6億円と定める。

歳出予算の流用、第5条、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内での流用としています。

12ページ、第2表地方債です。

起債の目的、臨時財政対策債ほか8件で、限度額、起債の方法、利率、償還の方法は記載のと

おりです。

13ページ、第3表債務負担行為です。

事項、住民基本台帳ネットワークシステム賃貸借、期間、令和6年度から令和12年度まで、限度額1,389万円です。

一般会計歳入歳出予算の総額129億円は、対前年度比11億1,000万円、9.4%の増となり、過去最高の予算規模となりました。

歳入では、1款町税は33億6,564万6,000円、歳入全体の26.1%で、個人町民税は定額減税により2.4%の減、法人住民税は8.9%、固定資産税5.5%の増と見込み、対前年度比7,495万9,000円、2.3%の増です。

10款地方交付税は、21億2,900万円、歳入全体の16.5%、これは、こども・子育てに係る政策や、地方公共団体の施設の光熱費の高騰に対応するための経費、また会計年度任用職員に係る給与改定及び期末勤勉手当支給への対応などにより、基準財政需要額が増となるため、1億200万円、5%の増と見込んでいます。

14款国庫支出金は、16億8,763万1,000円、歳入の13%で、3,383万9,000円、2%の増です。障害関係国庫負担金や施設型給付費等国庫負担金などの増によるものです。

15款県支出金は、10億4,714万8,000円、歳入の8.2%で、7,807万4,000円、8.1%の増です。これは子ども医療費県補助金や後期高齢者医療保険基盤安定県負担金などが増加しているためです。

このほかに、対前年度と比較して大きく増加している歳入科目として、9款地方特例交付金1億7,300万円、定額減税補填分などで1億800万円の増。

18款繰入金、11億5,453万5,000円、財政調整基金繰入金が4億9,000万円の増。

21款町債、9億1,380万円、中部防災センター（仮称）建設事業債などで3億1,380万円の増です。

歳入の構成比ですが、歳入の自主財源は、全体の47.5%で、依存財源は52.5%です。前年度から自主財源の構成比が0.3ポイント下がっています。依存財源の地方交付税や町債の増が要因です。

歳出では、2款総務費23億3,307万2,000円は、歳出の18.1%で、町有地維持管理委託料や令和5年度実施の庁舎エレベーター改修工事請負費の減で、4,180万6,000円、1.8%の減です。

3款民生費49億379万2,000円は、歳出の38%で、人件費や障がい者支援費・自立

支援給付費、子ども医療費、保育士派遣業務委託料などの増で、5億6,424万5,000円、13%の増です。

4款衛生費13億524万9,000円は、歳出の10.1%で、新型コロナウイルスワクチン接種事業の減などで、4,052万9,000円、3%の減です。

8款土木費11億3,850万5,000円は、歳出の8.8%で、下水道事業会計補助金及び出資金、緑地管理事業費の増などにより、4億8,374万3,000円の73.9%の増です。

9款消防費8億6,017万5,000円は、歳出の6.7%で、中部防災センター（仮称）建設工事などにより4億7,840万5,000円の増です。

10款教育費13億8,938万6,000円は、歳出の10.8%で、令和5年度に実施した第一小学校長寿命化改良工事やテニスコート人工芝張替工事の減などで、2億9,475万1,000円、17.5%の減です。

12款公債費6億6,352万4,000円は、歳出の5.1%で、令和2年度実施の小中学校トイレ改修事業や令和3年度実施の文化会館舞台照明改修事業、令和5年実施の地域活性化センター空調設備改修事業などの償還が開始となるため1,419万1,000円、2.2%の増です。

歳出の構成費は、義務的経費が40.1%で、前年度比0.7ポイントの減、投資的経費の普通建設事業費、災害復旧費が9.2%で、0.7ポイントの増、その他の経費が50.7%で増減はありませんでした。中部防災センター（仮称）建設事業などによる普通建設事業費の大幅な伸びにより、投資的経費が増加しています。

基金の状況ですが、令和5年度末の財政調整基金の見込み額が26億8,356万6,000円、減災基金が4億308万6,000円、ふるさと応援基金が9億4,427万7,000円、公共施設等整備基金が7億687万2,000円で、令和6年度の財源不足による財政調整基金の取り崩し予定額は、当初予算において11億5,000万円としています。

質疑として、主なものを申し上げます。歳入1款1項町民税の減収について、1人4万円の定額減税の対象となる人数を問うもの。答弁として、1万1,571人を見込んでいるというものでした。

歳出2款1項行政区等運営事務について、区長事務委託料を、業務の負担等を考慮し、今後の見直しは考えられるか問うもの。答弁として、区長には、全体の事務について委託している。今後は検討していくというものでした。

同じく2款1項文書管理事務について、重要文書をマイクロフィルムにて保存する効果を問うもの。答弁として、契約書類等の保存は、裁判の証拠類としての使用に耐えうる技術を採用する。現時点では、改ざん等の恐れのないマイクロフィルムが最適としているというものでした。

同じく2款1項公用車管理事務について、自動車損害保険料の減を問うもの。答弁として、民

間の保険から、町村会の公用自動車損害共済に変更することで料金を安くしているというものでした。

同じく2款1項ふるさと応援寄付金事業について、委託料の減を問うもの。答弁として、総務省の通達により返礼品基準が厳格化されたことで、対象外経費の分をオープンイノベーション戦略推進事業に振り替えている。委託事業者は主に3社というものでした。

同じく2款1項オープンイノベーション戦略推進事業について、記念品の詳細を問うもの。答弁として、ふるさと納税返礼品や町外来庁者へのPRに使うため、町制施行70周年記念事業で作成したマグネット、メガネ拭き、クリアファイルを追加発注する。1アイテム当たり約1,000個としているというものでした。

同じく2款1項自治体クラウド運用管理事業について、ハードの詳細を問うもの。答弁として、庁舎内に多くの機器があり、すべてを記載するのは煩雑なので、あえて、このような記載にしているというものでした。

関連で同事業について、パソコンの共同調達の詳細を問うもの。答弁として、台数は約300台、リース期間は6年というものでした。

同じく2款1項校区コミュニティ推進事業について、各校区における補助金の詳細を問うもの。答弁として、コミュニティごとに補助金額に差がついている要因は事業数によるもの。少ないところで8件、多いところで74件の事業数であり、算定基準は同一だが、差となって表れている。別途、ふれあいレインボーは、水道光熱費を事務局払いとしているため、160万円を補助する。

ほかに、すこやかコミュニティは、新設される事務所に、事務用品購入のため445万円を補助する。将来的には、すこやかにも水道光熱費を別途補助する見込みというものでした。

関連で同事業について、本年度すこやかコミュニティの事務局が、新設事務所に移転するに際し、イベント等の企画を問うもの。答弁として、予算要求がなかったので予算化していないというものでした。

関連で同事業について、コミュニティ事務局長の報酬の内訳を問うもの。答弁として、本事業記載の報酬は、パートタイム会計年度任用職員2人のものであり、もう一人はフルタイム会計年度任用職員で、総務課の扱いになっているというものでした。

同じく2款1項コミュニティバス運営事業について、バス路線の改正を問うもの。答弁として、昨年度に地域公共交通計画を策定したので、本年度は、路線改正に向けての作業を進めていくというものでした。

関連で同事業について、バス小型化などの計画はあるか問うもの。答弁として、利用者はコロナ前のピーク時より1万人増加していて6万人を超えている。利用者数は、路線にもよるので、次回の改正時には検討していくというものでした。

同じく2款1項政策・事業管理事業について、総合戦略策定につき第2期戦略の成果を問うもの。答弁として、第2期戦略の効果の検証等を盛り込んで新戦略を策定する。策定後は議会に報告するというものでした。

2款2項徴税収納事務について、ファイナンシャルプランニング業務委託料の減を問うもの。答弁として、昨年度に6回実施したが、12月実施分の利用者が少なかったため、本年度は、12月には行わない計画としたというものでした。

2款3項個人カード交付事務について、スマートフォン相談窓口設置業務委託料の減を問うもの。答弁として、昨年度に初めて年間を通して実施したが、真夏の暑い時期には、ほとんど利用者がいなくなることに付き、その分を縮小するというものでした。

3款1項一般福祉総務事業について、社会福祉協議会への補助金を問うもの。答弁として、人件費に伴う減額というものでした。

同じく3款1項ひとり親家庭等医療費助成事業について、扶助費は、昨年度は12月補正で増額しているが、本年度当初は減とする理由を問うもの。答弁として、そのようなこともあるが、直近の実績により人数が減っていることから、減額計上しているというものでした。

同じく3款1項障がい者相談・見守り事業について、7節報償費の詳細を問うもの。答弁として、謝礼は、協議会メンバーや相談員への報酬を予定して計上しているというものでした。

3款2項児童手当支給事務について、児童手当の支給の拡大が決定しているが、本年度予算が前年と同水準になっている理由を問うもの。答弁として、国からの額が出ていないので、当初予算に拡大分を反映させていないことによる。ただし、小中学生は増えても、未就学児が減少傾向であり、子ども数は減る見込み。転入者人口にも左右される数字なので、一概には言えないというものでした。

同じく3款2項地域子育て支援体制推進事業について、ひとり親家庭等子育て応援食材支給事業の詳細を問うもの。答弁として、同事業は週一回、業者により宅配ボックス等に配達されるというものでした。

同じく3款2項町外・届出保育施設等運営事業について、町外の保育施設委託が3人増だが、10月のみなみ幼稚園開園で待機児童はどうなるか問うもの。答弁として、国基準の待機児童はゼロになる見込み。通常、年度が深まれば待機児童は増えていくので、10月になれば、0歳児、1歳児の受け入れ数が少ないクラスで、待機が発生する可能性がある。申し込みは受付中で6月が締め切りというものでした。

同じく3款2項各児童福祉施設の運営事業について、一時預かり保育の詳細を問うもの。答弁として、幼稚園の学習が終わる14時から17時の間、つなぎの保育を行うもので、各幼稚園と南幼稚園で運営されているというものでした。

同じく3款2項須恵みなみ幼稚園運営事業について、新園舎になるが、給食業者は引き継ぐのかを問うもの。答弁として、既に新業者に決定しているというものでした。

同じく3款2項学童保育運営事業について、放課後児童クラブ新規入所の詳細を問うもの。答弁として、委託料なので、仮に定員に達しなくても額面の変更はないが、既に定員に達する見込みである。数名の待機学童が発生するものの、年度の中で辞める子も多いので様子を見たい、空きがあれば年度途中からの再入所も受け付ける。行政としては、単に学童の定員を増やすよりも、保護者の方には保育以外の選択肢も提示していきたいというものでした。

関連で、同事業について、運営面で利用者からの苦情があるか問うもの。答弁として、事業者サイドで、定期的にアンケート調査を行っている。苦情としては少数。指導員が怖いという声があったというものでした。

4款1項火葬・改葬、墓地管理事業について、無管理墳墓撤去の詳細を問うもの。答弁として、所有者不明の墳墓を官報に一年間掲載し、必要な手続きを踏んで撤去するもの。場所は、佐谷区稗原というものでした。

関連で同事業について、町内墓地の荒れた箇所に対し整備の必要を問うもの。答弁として、費用の問題が大きいと考えるが、調査を進めていくというものでした。

同じく4款1項予防接種事業について、インフルエンザ予防接種数の傾向を問うもの。答弁として、実績に基づいてのものだが、コロナ時は接種費用が無料だったことで70%に迫る数字であったが、次第に下がってきている。その点を考慮した予算計上となっているというものでした。

同じく4款1項健康増進事業について、健康増進計画次期プランの策定後の議会報告を問うもの。答弁として、次期計画の中に前計画の評価を含めて策定する。要請があれば、議会報告を行うというものでした。

同じく4款1項母子保健事業について、新生児聴覚検査の詳細を問うもの。答弁として、年間出生数の6割の新生児が、町の委託する医療機関4か所で受診し、残り4割の新生児が、委託外の医療機関での受診に助成を図るという想定で予算計上している。周知については、受診の有無は把握できるので、母子手帳交付時、4か月健診時に償還払いのご案内を行っていくというものでした。

同じく4款1項自然食普及センター管理運営事業について、材料高騰とはいえ、価格を抑えた方が町民の利益にかなうのではと問うもの。答弁として、仕入価格が上がれば販売価格が上がるのはやむを得ないと考えるが、その点も考慮した価格設定にしたいというものでした。

6款1項家庭菜園事業について、今後の事業存続の見通しを問うもの。答弁として、宅地造成などで農地を手放す方もいらっしゃるが、他方で、利用者も高齢化している実情があるというものでした。

7 款 1 項観光振興事業について、福岡大分デスティネーションキャンペーンの詳細を問うもの。答弁として、皿山公園内のベンチについては、年度内に施工完了する。景観に配慮し、背もたれのないデザインで6基の設置。啓発パンフレットは年度内に完成予定。園内バスは、駐車場から東ノ谷池まで、ハイエースを運行予定。期間は4月、5月の土日（祝日）。時間帯は9時から15時というものでした。

関連で同事業について、期間終了後の夜間に外灯の設置を問うもの。答弁として、新たな設置は考えていないというものでした。

8 款 4 項公園維持管理事業について、皿山公園のトイレを、洋式化できないか問うもの。答弁として、検討しているというものでした。

同じく 8 款 4 項緑地管理事業について、J R 隣接地を草刈りする手続きを問うもの。答弁として、J R の土地は J R が草刈りをするが、草刈り実施の要望などは、公園緑地課を窓口としていただきたいというものでした。

1 0 款 1 項教育情報システム運用管理事業について、オンライン会議のアカウント利用の詳細を問うもの。答弁として、管理職が災害等のメール通信に利用できるようにしている。利用料増の一番の要因としては、ファイヤーウォール設定によるというものでした。

同じく 1 0 款 1 項児童生徒指導等対策事業について、指導主事として採用されている、パートタイム会計年度任用職員の詳細を問うもの。答弁として、昨年度まで週 1 出勤の職員が、本年度は週 4 出勤になるというものでした。

1 0 款 2 項第三小学校維持管理事業について、校舎増築の詳細を問うもの。答弁として、4 クラスの増築を図っている。R C 構造で体育倉庫に増築。2 階、3 階を教室とし、本校舎の廊下を伸ばして接続するというものでした。

関連で同事業について、本年度、第三小の校舎増改築工事設計業務委託料と、昨年度、第二小の同委託料の予算計上額の差異を問うもの。答弁として、R C 造 3 階建てと木造 2 階建ての違いがあることが要因ではないかというものでした。

同じく 1 0 款 2 項各小学校の給食事業について、食材検査、施設修繕の実施を問うもの。答弁として、食材検査は、年ごとに各校を輪番で回している。修繕に関しては各校の裁量で行っている。計上された修繕料の予算額は、その枠を配分しているというものでした。

1 0 款 5 項文化会館運営事業について、本年度から舞台管理事業者が変わるが、その詳細を問うもの。答弁として、既に契約済みだが、初回の契約なので単年度契約としている。その後、長期契約も考えている。現在は引き継ぎを行っているというものでした。

関連で同事業について、本年度の舞台関連工事でインバーターを追加するとしているが、詳細を問うもの。答弁として、インバーターは、どんちょうの巻き上げに使用する。スムーズに動作

させる効果がある、というものでした。

同じく10款5項図書館サービス提供事業について、図書資料増加の対応を問うもの。答弁として、蔵書数は限界があるので、定期的に処分をしている。コミュニティの祭り、図書館職員、中学校のボランティアなどのリサイクルに提供するなど、無駄にならない工夫をしている、というものでした。

同じく10款5項歴史民俗資料館管理運営事業について、展示室LED工事の詳細を問うもの。答弁として、昨年度の工事は、2階の目薬を展示するショーケースのLED照明を施工した。今年度は、1階の大型ショーケース4台の施工となり、照明・調光器・配線の各工事を行う、というものでした。

10款6項スポーツ関係団体助成事業について、全国大会等出場補助の詳細を問うもの。答弁として、一律2万円を補助している。昨年、世界大会への出場事例もあったが、同様に実施している。全国大会出場後に、世界大会出場となった場合は、別途支給する。コロナが明けて、スポーツ活動が活発化している背景から、予算を拡大している、というものでした。

同じく10款6項その他体育施設管理運営事業について、西体育館天井照明灯の借上を問うもの。答弁として、西体育館のLED照明は、リース契約で設置しているため、というものでした。

以上、採決の結果、全員賛成で可決しています。

続きまして、議案第17号令和6年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について、特別会計予算書の5ページです。

令和6年度須恵町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ29億7,400万円と定める。

2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によるとしています。

歳入の主なものは、1款国民健康保険税4億8,663万7,000円は、被保険者の減少により、前年度比5,288万2,000円の減。

4款県支出金22億2,006万1,000円は、歳出の保険給付費の高額療養費の増額などにより、前年度比2,377万4,000円の増。

5款繰入金2億6,309万2,000円は、被保険者の減少に伴う保険税収の減額により、赤字補填のため、その他一般会計繰入金を増額したため、前年度比1,390万8,000円の増となっています。

歳出の主なものは、2款保険給付費21億7,354万円は、被保険者は減少しておりますが、1人当たりの医療費は上昇。特に高額療養費の平均支給額の増加により、前年度比2,294万

8,000円の増です。

3款国民健康保険事業費納付金7億3,815万3,000円は、県全体の保険給付費について、国・県費等の公費で賄われない部分を県内市町村で分かち合う制度で、医療水準や所得水準、年齢構成等で算定された額を県へ納付するものです。県の算定額により、前年度比3,379万6,000円の減です。

5款保健事業費3,413万1,000円は、生活習慣病を中心とした疾病予防と医療費の伸びを抑制するための保健事業を行うもので、一部業務内容の見直しにより前年度比304万6,000円の減です。

質疑として、歳出1款1項健康保険資格・給付金管理事務について、マイナ保険証の切替えが12月に迫っているが、現状を問うもの。答弁として、1年に限って保険証の代わりとなる「資格確認証」を発行するとの報道だが、「資格確認書」の様式等の具体的な情報はまだ来ていないので、この件に関する予算は本予算に計上していない、というものでした。

以上、採決の結果、全員賛成で可決としております。

続きまして、議案第18号令和6年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について、でございます。

特別会計予算書の55ページをお願いします。

令和6年度須恵町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億8,600万円と定める。

第2項歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

歳入の主なものは、1款後期高齢者医療保険料3億4,750万円は、広域連合からの通知額の計上で、被保険者の増加により前年度比4,780万円の増。

3款繰入金1億3,842万円は、人件費を含む事務費繰入金と保険料軽減分に相当する保険基盤安定繰入金を計上しており、前年度比1,422万7,000円の増です。

歳出の主なものは、1款総務費990万3,000円は、職員人件費が人事異動により増額となっており、120万円の増です。

2款後期高齢者医療広域連合納付金4億7,446万6,000円は、被保険者の増加による保険料収入の増額と基盤安定繰入金の増額が主なもので、広域連合の通知により、前年度比6,187万3,000円の増です。

以上、採決の結果、全員賛成で可決としております。

続きまして、議案第19号令和6年度須恵町水道事業会計予算の提出について、でございます。水道事業会計予算書の3ページをお願いします。

第1条、令和6年度須恵町の水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量は、1号、給水戸数1万1,600戸、前年度比0.9%の増、2号、年間総給水量278万2,000立方メートル、前年度比0.7%の増、3号、年間有収水量265万9,000立方メートル、前年度比0.2%の増、4号、1日の平均給水量7,621立方メートル、前年度比0.6%の増、5号、建設改良事業費1億4,354万4,000円、前年度比33.0%の減。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入では、第1款水道事業収益6億7,570万7,000円、前年度比2,441万円、3.7%の増額。これは、人口増加に伴う水道使用料の増によるものです。

支出では、第1款水道事業債6億3,126万4,000円、前年度比4,988万5,000円、8.6%の増額。これは、新砂入替業務及び佐谷浄水場中央監視装置システム更新業務による増です。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入では、第1款資本的収入1,550万円、前年度比3,750万円、70.8%の減。これは、公共下水道の管渠築造工事に伴う水道管等の移設補償費で、工事対象部分の減によるものです。

支出では、第1款資本的支出2億2,547万9,000円、前年度比6,929万5,000円、23.5%の減。これは、下水道工事に伴う工事請負費の減によるものです。

また、第4条の括弧書きで、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億997万9,000円は、損益勘定留保資金、消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填するとしています。

第5条、議会の議決を経なければ流用することができない経費は、第1号、職員給与費8,640万3,000円、第2号、交際費10万円。

第6条、たな卸し資産の購入限度額は、900万円と定める。これは、量水器購入の限度額です。

以上、採決の結果、全員賛成で可決としております。

次に、議案第20号令和6年度須恵町下水道事業会計予算の提出について、でございます。

令和6年度より、公共下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計の2会計を一括して下水道事業会計として、公営企業会計に移行しています。下水道事業会計予算書の3ページをお願いします。

第1条、令和6年度須恵町の下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量は、第1号、年間総処理水量198万803立方メートル、第2号、排水戸数8,944戸、第3号、建築改良事業費3億6,503万4,000円。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款下水道事業収益12億2,202万8,000円。主なものは、下水道使用料、公共下水使用料及び農業集落排水使用料です。他会計負担金、一般会計が負担すべきとされている補助金で、俗にいう基準内の補助金です。他会計補助金、事業を經營する上で他会計から補助してもらわないと運営できない、基準外補助金です。長期前受金戻入、補助金等を収益化して割り振ったものです。

支出、第1款下水道事業費8億980万5,000円、主なものは、管渠費、公共下水道の既存構造物の維持管理費です。流域下水道維持管理費負担金、処理場の維持管理負担金です。減価償却費、既存の構造物やマンホールポンプ等の減価償却費です。支払利息及び企業債取扱諸費、今年度の企業債利息分の金額です。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。また、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金で補填するとしています。

収入、第1款資本的収入4億9,627万5,000円、主なものは、企業債4本の企業債借入れの予定です。他会計補助金、新原スポーツ公園前の県道筑紫野古賀線の拡幅工事に伴う一般会計からの補助です。国庫補助金、町の工事に対する国の補助です。

支出、第1款資本的支出8億2,236万3,000円、主なものは、管渠建築改良費、管渠築造工事4か所、県道筑紫野古賀線道路改良に伴う下水道管移設工事です。企業債償還金、今年度償還予定の企業債元金の金額です。

第4条の2、特例的収入及び支出で、施行令の規定により当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ445万2,000円及び8,613万1,000円であるとしています。主なものは、管渠費、公共下水道の既存構造物の維持管理費です。流域下水道維持管理費負担金、処理場の維持管理負担金です。減価償却費、既存の構造物やマンホールポンプ等の減価償却費です。支払利息及び企業債取扱諸費、今年度の企業債利息分の金額です。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。また、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金で補填するとしています。

収入、第1款資本的収入4億9,627万5,000円、主なものは、企業債4本の企業債借入れの予定です。他会計補助金、新原スポーツ公園前の県道筑紫野古賀線の拡幅工事に伴う一般会計からの補助です。国庫補助金、町の工事に対する国の補助です。

支出、第1款資本的支出8億2,236万3,000円、主なものは、管渠建築改良費、管渠築

造工事4か所、県道筑紫野古賀線道路改良に伴う下水道管移設工事です。企業債償還金、今年度償還予定の企業債元金の金額です。

第4条の2、特例的収入及び支出で、施行令の規定により当該事業年度に属する債権及び債務として……

○議長（松山 力弥） 委員長、大丈夫。

○予算審査特別委員長（田ノ上 真） ちょっと不安になってきた。

○議長（松山 力弥） ちょっと同じところを2回読んでいる。

○予算審査特別委員長（田ノ上 真） このまま続けます。失礼しました。

○議長（松山 力弥） 長いから、分からなくなっただけでしょう。もう少し頑張ってください。

○予算審査特別委員長（田ノ上 真） 御配慮、ありがとうございます。

第4条の2、特例的収入及び支出で、施行令の規定により当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ445万2,000円及び8,613万1,000円であるとしています。

失礼しました。

第5条、企業債で、令和6年度4件、限度額の合計を3億5,880万円、起債の方法、利率及び償還の方法は、記載のとおりとなっています。

第6条、一時借入金で、一時借入金の限度額は1億円と定めるとしています。

第7条、議会の議決を経なければ流用できない経費として、第1号、職員給与費4,021万1,000円。

第8条、他会計からの補助金で、下水道事業に助成するため、他会計からこの会計への補助を受ける金額は7億3,325万4,000円とするとしています。

質疑として、一般会計からの操出金の明細について問うもの。答弁として、一般会計からの操出金7億3,325万4,000円のうち、18節補助金を、収益的収入及び支出、収入、1款2項2目他会計負担金3億1,631万6,000円に充当し、その残余の金額を、23節出資金と合わせて、同3目他会計補助金4億693万8,000円に充当する。さらに残余の金額を、資本的収入及び支出、収入1款2項他会計補助金1,000万円に充当する、というものでした。

貸借対照表における流動資産未収金の実態を問うもの。答弁として、決算日に間に合わない、口座引き落とし等の納金額を、実績により未収金として予測、計上している。厳密に言うと、下水道料金だけではなく、受益者負担金、分担金等が未収金として発生し得る、というものでした。

以上、採決の結果、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長、御苦労さまでした。

委員長の報告が終わりました。

全員による審査を行っていますので、質疑を省略し、これより、議案第16号について討論に入ります。討論ありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第16号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第16号は、委員長報告のとおり決定することに、御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第16号令和6年度須恵町一般会計予算の提出については、委員長報告のとおり、可決されました。

次に、議案第17号について討論に入ります。討論ありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第17号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第17号は、委員長報告のとおり決定することに、御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第17号令和6年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号について討論に入ります。討論ありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第18号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第18号は、委員長報告のとおり決定することに、御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第18号令和6年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出については、委員長報告のとおり、可決されました。

次に、議案第19号について討論に入ります。討論ありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第19号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第19号は、委員長報告のとおり決定することに、御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第19号令和6年度須恵町水道事業会計予算の提出については、委員長報告のとおり、可決されました。

次に、議案第20号について討論に入ります。討論ありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第20号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第20号は、委員長報告のとおり決定することに、御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第20号令和6年度須恵町下水道事業会計予算の提出については、委員長報告のとおり、可決されました。

日程第 1 1. 発議第 1 号

○議長（松山 力弥） 日程第 1 1、発議第 1 号須恵町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

提出者の説明を求めます。

1 番、平山諭君。

○議員（1 番 平山 諭） 議案書の 1 ページをお願いします。発議第 1 号須恵町議会委員会条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり、地方自治法及び須恵町議会会議規則の規定により提出するものです。

提案理由として、須恵町課設置条例の一部改正が令和 6 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要があるため、提案するものであります。

3 ページの新旧対照表をお願いします。

第 2 条の常任委員会の所管について、令和 6 年 4 月 1 日から設置される公園緑地課を総務建設産業委員会に、子ども家庭課を文教厚生委員会にそれぞれ追加するものです。

2 ページに戻って、附則です。この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行するとしています。

以上、よろしくをお願いします。

○議長（松山 力弥） 提出者の説明が終わりました。この議案につきましては、全員協議会においても協議なされておりますので、質疑を省略し、これより、発議第 1 号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって発議第 1 号について採決に入ります。本案に御賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって発議第 1 号須恵町議会委員会条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第 1 2. 請願（発議第 2 号）

○議長（松山 力弥） 日程第 1 2、請願「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める請願書」について議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

7 番、川口満浩君。

○議員（7 番 川口 満浩） 請願「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める請願書」でございます。

請願者は、福岡市博多区福岡県労働組合総連合議長代行、三苫哲也 氏。

請願の趣旨は、最低賃金法を改善し、地域格差の是正を図り、最低賃金を引き上げること、ま

た、賃金を引き上げる資金的な能力に乏しい企業に対して、中小企業支援策の拡充を実現することなどです。

本会議において、地方自治法の規定に基づき、国に対して意見書を提出していただくよう請願されています。また、同趣旨を鑑み、4ページ以降に、発議第2号として意見書案を示しております。主な項目として、1、政府は労働者の生活を支えるため、最低賃金の引き上げを目指すこと、2、政府は最低賃金法を改善し、地域間格差の是正を図ること、3、政府は中小企業の最低賃金の引き上げを行えるよう、支援策を拡充・強化することです。詳細については、全員協議会で確認しておりますので、割愛させていただきます。また、5ページ下段に、意見書の提出先を示しております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（松山 力弥） 紹介議員の説明が終わりました。なお、この請願については、全員協議会においても説明がなされておりますので、質疑を省略し、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、本請願について採決に入ります。本請願を採択することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、請願「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める請願書」については、採択することに決定しました。

日程第13. 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（松山 力弥） 日程第13、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

各委員会より、会議規則第70条の規定により、次のとおり、所管事務について閉会中の継続調査の申出がっておりますので、お諮りします。

議会運営委員会より「議会運営」について、総務建設産業委員会より「有害鳥獣対策について」、文教厚生委員会より「中学校ランチサービス」について、以上、各委員会申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここでお諮りします。本会議中、誤読などにより字句、数字等の整理・訂正につきましては、会議規則第42条の2の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字等の整理・訂正は、議長に委任していただくことに決定しました。

○議長（松山 力弥） 以上で、3月議会定例会の全日程を終了しました。

本会議終了後、11時25分より、広報特別委員会を第3委員会室で開催しますので、委員の方は御集合願います。

会議を閉じます。令和6年第1回須恵町議会定例会を閉会します。

午前11時16分閉会
